

令和元年度第3回北海道子どもの未来づくり審議会における主な意見等

No.	分類	意見内容	整理	原案・新旧該当P
1	目次	・目次に計画の施策目標を追加するなど、わかりやすくすべき。	○目次の「第5 計画推進のための取組と指標の設定」に、ステージ毎の施策目標を追加、よりわかりやすくなるよう変更しました。	原案目次
2	第1 計画の基本事項	他計画との関連 ・教育分野との連携について、幼児教育をはじめ、高等教育などまで幅広く関わりがあるため、もう少し丁寧な記載をするべき。	○「第1 計画の基本事項」の「4 他計画との関連」の教育分野との連携の説明事項を以下のとおり修正しました。 旧：「…幼児教育をはじめとする教育分野や…」 新：「…幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や…」	原案P2 新旧P1
3	第2 少子化や子育て環境の現状	グラフ ・白黒でも見やすいようなグラフの作り方をすべき。	○白黒印刷でも見やすいよう、着色の濃淡や線の形状などを変更しました。	原案P4～ 13
4	第4 第四期計画の策定の考え方	第3の視点 ・「官民が協働した子育て施策」とあるが、 <u>子育て支援施策</u> ではないか	○視点の名称を、以下のとおり修正しました。 【第3の視点】官民が協働した <u>子育て支援施策</u> の推進	原案P52 新旧P2
5		第5の視点 ・子育て支援に関し、地域の関係機関との連携を促進するような試みを、視点に記載するべき。	○【第5の視点】において、地域の関係機関との連携を促進する取組を推進していくことを追記しました。 (修正箇所) 【第5の視点】 子育て世帯を地域全体で支えるためには、 <u>行政機関や子育て支援に取り組む団体などが、その専門性や立場を超えて、地域の中でともに手を携えていくことが重要であり、地域に点在化している支援を面としてつなぎ、ネットワークを形成していくことが不可欠であることから、以下の取組について、推進していきます。</u>	原案P53 新旧P2

6	第4 第 四期計画 の策定の 考え方	里親委託 推進	<p>・国は、乳幼児の里親委託を優先的に推進するよう、子どもの年齢別に目標値のモデルを示しており、このことは大事であると考えているが、計画にどのように反映されているのか。</p> <p>・里親等委託率がどのような根拠で、現状より少しだけ高くというような目標になっているのか。</p> <p>・里親等委託率の目標値について、現状より増加となっているが、どのような方法で増やしていくのかといった具体的な記載がない。</p> <p>・里親養育を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うことなどについて、どのような議論があったのか。機関のあるなしに関わらず、具体的に体制の構築に向けて、どのように進めるのかを検討する必要がある。</p>	<p>○代替養育を必要とする子どもへの支援にあたって、道（札幌市）では、これまでも子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもや家庭の状況などに応じて、里親委託や施設入所などの支援に取り組んできたところであり、里親等委託率の目標値設定に際しては、様々な立場の関係者に参画いただいた部会での議論や数値目標達成のため機械的な措置となる懸念があることなどを総合的に勘案し、「現状からの増加」を目標としたものです。</p> <p>○道（札幌市）としては、今後、子どもや家庭に身近な市町村における相談体制や在宅支援（地域福祉）の充実をはじめ、里親等への委託が適当な子どもが確実に委託できるよう里親等の充実や施設による地域分散化・里親支援等の高機能化への支援などにより、できる限り子どもが生活している地域で心身ともに健やかに養育されるよう、環境の整備に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、社会的養育推進計画を内包している本計画においては、他分野も含め、道の基本的な考え方や施策展開の方向性を示しているものであり、里親の新規開拓や養育支援の充実など目標の実現に向けては、計画に基づき令和2年度以降に具体的な取組を進めてまいります。</p> <p>○また、フォスタリング機関については、今年度中に実施体制の構築を図る必要があることに加え、現時点においては、民間団体にすべてのフォスタリング業務を委託し実施することが困難な状況であることから、まずは道（児童相談所）が中心となってフォスタリング業務を実施するとともに、引き続き、里親会や児童福祉施設等の地域資源も活用しながら、行政と民間が一体となった包括的な実施体制の構築を進めてまいります。</p>	—
---	-----------------------------	------------	---	---	---

7	第4 第 四期計画 の策定の 考え方	社会的養 育	<p>・本計画そのものの作り方が、従前の施設や里親等の社会的養護を中心としたものから、基本的に地域の在宅支援の強化を柱とした子育て支援の分野と、社会的養護の領域をつなげて、社会的養育をもっと広げて考えようとするものになっている。</p> <p>・また、自立支援の強化も、計画に書き込むことになっているが、今回の計画に地域支援と自立支援の部分がどのように反映されているのか。</p>	<p>○これまでの計画では、国の方針を踏まえ、児童相談所を中心とした社会的養護の充実について記載してきたところですが、今般の児童福祉法改正等により、市町村の在宅支援や自立支援も含めた社会的養育を推進するという方針が明確にされました。</p> <p>○このため、社会的養育推進計画においては、これまでの市町村を中心とした子育て支援と児童相談所を中心とした社会的養護の連携を図るものであると考えており、こうしたイメージをお示しできるよう計画の文言の修正を行うとともに、「社会的養育の全体像」や本計画と社会的養育推進計画を紐付けしたイメージ図を追加することとします。</p> <p>(修正箇所) 第4 第四期計画策定の考え方 2 計画の基本目標 (3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項 (略) この「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を実現するために、<u>市町村における子どもや家庭への支援の充実を図るための体制構築や代替養育を必要とする</u>子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うこと、家庭復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組を推進することのほか、<u>子どもが成人になった際に自立できる社会的基盤の整備</u>が必要とされています。</p> <p>(略)</p> <p>(追加) <u>「社会的養育推進計画の基本的な考え方」及び「社会的養育の全体像」のイメージ図を素案P49に追加。</u></p>	<p>原案P48 原案P49 新旧P1, 2</p>
---	-----------------------------	-----------	--	--	--------------------------------------

8	第4 第 四期計画 の策定の 考え方	特定妊婦	<p>・ 特定妊婦への支援について記載がない。妊産婦への支援を項目に入れて推進するという姿勢を出すべきではないか。</p> <p>・ 仮に、部会において特定妊婦に関する議論がなかったとした場合であっても、計画に盛り込むべきではないか。</p>	<p>○ 特定妊婦への支援は、児童虐待の未然防止等の観点からも重要な視点であることから、「妊娠や出産を支援するステージ」における現状や取組の方向性に関する説明欄に必要な内容を加筆修正することとします。</p> <p>(修正箇所) <妊娠や出産を支援するステージ> (略)</p> <p><u>・ 出産前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、母子保健を中心とした相談支援体制に加え、確実に把握するための相談体制や妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する在宅支援などの社会的養護体制などの整備が必要となっています。</u></p> <p>こうした状況を踏まえ、<u>特定妊婦を含めた</u>妊産婦に対する相談機能の充実、周産 期医療体制の整備や不妊治療等への支援、<u>特定妊婦を支える体制の整備</u>などを行い、子どもをもちたいと思う人が安心して子どもを生むことができる環境づくりに努めていきます。</p>	原案P71 新旧P5
9		第7の視点	<p>・ 児童虐待について、早期発見や防止だけではなく、発生予防の視点をいれるべき。</p>	<p>○ 「子育てや自立を支援するステージ」の「子どもの健全育成等の促進」に記載した各種施策などを展開し、子どもの健全育成を図ることで、児童虐待の予防に努めていきます。</p>	原案P91 ～93
10	第5 計 画推進の ための取 組と指標 の設定	各ステー ジの標題	<p>・ 各ステージの標題が、場所によって、「〇〇のステージ」と表記していたり、「〇〇のステージの取組」と表記しているため、統一すべき。</p>	<p>○ 「〇〇のステージ」に記載を統一しました。</p>	原案 P61, 71, 7 4, 90

11	第5 計画推進のための取組と指標の設定	施策の再掲	<p>・同じ施策が複数の分野にまたがって記載されている。分かりやすくするため、【再掲】と記載すべき。</p>	<p>○以下の施策について、同じ取組の記載が確認できたので、「再掲」を記載し、わかりやすくしました。</p> <p>【同じ取組の記載があった施策】</p> <p>■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充</p> <p>○児童相談所の強化等に向けた取組</p> <p>・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。</p> <p>・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や連携した支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修会を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。</p> <p>・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。</p> <p>■総合的な児童虐待防止対策の推進</p> <p>○児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化</p> <p>※同上 【再掲】を記載</p>	<p>原案P83</p> <p>原案P87</p>
----	---------------------	-------	--	--	---------------------------

12	第5 計画推進のための取組と指標の設定	質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に携わる人材の質の向上を図るための取組について、地域子育て支援拠点の従事者などに対するものが一部未記載であり、明記が必要。 	<p>○地域子育て支援拠点やファミリーサポートについて、研修等を実施している実態に合わせ、記載を修正しました。</p> <p><子育てを支援するステージ></p> <p>○子育て支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、<u>拠点に従事する職員に対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。</u>【一部追加】 ・既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、<u>相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。</u>【一部追加】 <p>また、「子育てを支援するステージ」の前段に、<u>地域の子育て支援体制の充実について、市町村の取組を推進するほか、人材の確保と質の向上を進める旨追記</u>しました。</p>	<p>原案P78 原案P74 新旧P5, 6</p>
13		子育てを支援するステージ（ひとり親等への支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への支援について、相談員への研修等を充実してほしい。 ・ひとり親の事業に関わる職員研修も行ってほしい。 ・自立支援プログラムは良い支援なのに実施件数が少な過ぎるため、制度の周知が必要。 ・「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の運用の見直しにより、使いやすい施策になるよう検討してほしい。 	<p>○いただいた意見を踏まえ、今後の施策検討に活かしてまいります。</p>	-

14	その他	用語集	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に分かりづらい言葉があるので、語句の解説を作成すべき。 	○用語集を作成し、語句の解説を記載しました。	—
15			<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども」、「幼児」、「児童」、「生徒」など、子どもを捉える言葉が多々あるため、それらの規定を載せておくとわかりやすい。 	○用語集を作成し、「子ども」「児童」「乳幼児」「生徒」「学生」についての語句の解説を記載しました。	—